

各務原市消防本部映像通報システムの運用に関する要綱

(令和7年3月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市消防本部における映像通報システムの効率的かつ適正な運用管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指令員 消防本部消防課指令室（以下「指令室」という。）において119番通報を受ける指令室の職員をいう。
- (2) 通報者等 119番通報者、周囲の協力者等をいう。
- (3) 通信端末 スマートフォン、タブレット等で映像の撮影機能を備えた通信端末をいう。
- (4) 映像通報システム 指令室の端末において、通報者等の通信端末から現場映像等を受信し、及び通報者等の通信端末に映像等を送信することができるシステムをいう。

(運用の範囲)

第3条 指令員は、指令室への通報が次の各号のいずれかに該当する場合は、映像通報システムを運用するものとする。ただし、通報者等に著しい動揺が見られる、現場到着までの所要時間が短い等の場合であって、映像通報システムの活用が見込めないときは、この限りでない。

- (1) 地理に不案内な者からの通報で、早期に場所を特定する必要がある場合
- (2) 災害現場の状況を詳細に把握する必要がある場合
- (3) 傷病者の状態を正確に把握する必要がある場合
- (4) 通報者等へ応急手当の指導を行う必要がある場合
- (5) その他映像通報システムの活用が有用であると認められる場合

(依頼の要件)

第4条 指令員は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、通報者等に映像通報システムの利用を依頼するものとする。

- (1) 通報者等の安全が確保されている場合
- (2) 通報者等が映像通報システムの利用ができる通信端末を所有している場合

(3) 通報者等が映像通報システムの利用に同意している場合

(4) 通報者等が映像通報システムの利用に係る通信費用を負担することについて承諾している場合

(映像通報の中止)

第5条 指令員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、映像通報システムの利用を中止する。

(1) 利用中に通報者等の安全確保が難しいと判断した場合

(2) 受理した通報が虚偽通報であると認められる場合

(3) 第三者のプライバシーを不当に侵害する等の不適切な方法で撮影された映像が送信されていると認められる場合

(4) 映像通報システムの誤接続を認知した場合

(5) 被撮影者又は通報者等から利用の中止を求められた場合

(6) その他映像通報システムの利用が不適当であると認められる場合

(個人情報の取扱い)

第6条 映像通報システムの利用に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、各務原市個人情報の取扱いに関する管理規程（令和5年訓令第6号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。